

介護職員処遇改善支援補助金および  
介護職員等ベースアップ等支援加算  
を取得し実施される手当の支給に関して

【介護事業所手当（新設）】

1. 正職員・準職員（介護職員・庶務職員・運転手）については、一人当たり毎月5,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員（介護職員・庶務職員・運転手）については、時給平均25円程度を介護事業所手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
2. 正職員・準職員（介護役職者及びその他職種の職員）については、一人当たり毎月10,000円程度を介護事業所手当として、またパート職員（その他職種の職員）については、時給平均50円程度を介護事業所手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
3. 介護老人福祉施設における宿直職員および通所リハビリテーションのリハビリテーション職員は、上記手当より除外する。

以上